

第 101 回浦安市情報公開・個人情報保護審査会議事録

- 1 開催日時 令和 4 年 10 月 17 日（月）午前 10 時 00 分～11 時 20 分
- 2 開催場所 浦安市役所 10 階 協働会議室
- 3 出席者
（委員） 飯田会長、下井副会長、海老原委員、兼重委員
（実施機関） 稲岡法務文書課長
渡邊議会事務局庶務課長、内田庶務係長
（事務局） 内田総務部次長、兵頭法務文書課課長補佐、神谷
- 4 傍聴者 2 名
- 5 議 事
（1） 諮問第 52 号
「（仮称）浦安市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び浦安市
情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う意見について」
（2） 諮問第 53 号
「浦安市議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴う意見について」
- 6 資 料
・ 諮問書一式（諮問第 52 号関係）
・ 諮問書一式（諮問第 53 号関係）
・ 意見を求める諮問に係る補足事項について（諮問第 52 号関係）
・ 意見を求める諮問に係る資料の提出について（諮問第 53 号関係）
- 7 議事の概要
（1） 諮問第 52 号について、実施機関（法務文書課）より補足資料による概要を
説明し、質疑応答を行った。前回と今回の審議を踏まえ、後日、実施機関に
対して意見書を提出することとなった。
（2） 諮問第 53 号について、実施機関（議会事務局庶務課）より補足資料による
概要を説明し、質疑応答を行った。前回と今回の審議を踏まえ、後日、実施
機関に対して意見書を提出することとなった。
- 8 会議経過
（1） 諮問第 52 号について
（仮称）浦安市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び浦安市情
報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について、前回の審査会からの
質問事項に対して実施機関が作成した補足資料をもとに追加の説明の後、事

由検討を行った。その際の主な審議内容等は、次のとおり。

【主な審議内容等】

(委員) 開示決定等期限について、追加資料2ページ目に「開示決定等期限を30日以内とした場合であっても早期に開示決定できる事案においては迅速な処理を行うよう運用上で図っていきたい」とありますが、その運用をどうやって確保するのかという具体的な考えはありますか。

(実施機関)

単純に保有している個人情報を対象とする案件は、現行の15日以上の日数がかかることは想定しづらいものの、事案を類型化して期限を区切るなどの運用は、個別の事情によって変動する可能性から難しいと思います。具体的と申し上げられるかどうかかわからないですけれども、案件ごとに、迅速にお答えできるものについては従来どおり早く開示をしていくよう努めるという運用になっていくかと考えます。

(委員) 必要最低限の時間で開示することができるよう、内部で意識を徹底していただきたい。

(実施機関)

ご意見としてしっかり受け止めて参ります。

(委員) 手数料については、そもそもの考え方としては、申請の手数料は取るけどもコピー代は取らないというものと、その逆とのふたつあると思います。国はひとつめの考え方をとり、今回の浦安市の原案はふたつめのほうをとっています。考え方としては、どちらもあり得ると思いますが、そもそも問題は、今回の改正個人情報保護法の解釈として、二つ目の考え方をとれるのかというところにあると思います。

「実費」という言葉の文言解釈としては、保護法では、申請にかかる手数料については実費の範囲内だと言っていて、コピー代については一切文言が出てきていません。素直に考えればこの「実費」というのはコピー代も含まれると考えられます。一方で、保護法施行令のほうで、こちらもある意味実費のはずなのに、送付に要する費用はとるとはっきり記載があります。

そういうふうになると、別のところで手がかりになるのが、情報公開法の第16条第1項で、「実費の範囲内において開示の請求に係る手数料又は開示の実施にかかる手数料」という言い方をしています。つまり実費は「開示請求」と「開示の実施」に両方かかります。とすると、「開示の請求にかかる意味での実費と、開示の実施にかかる意味での実費というのは意味が違う」という解釈はありえなくはないかなと。そうすると今回、改正個人情報保護法の「実費」というのは、あくまでも開示請

求にかかる実費の意味であって、開示の実施にかかる実費については、法律は沈黙していると、そういう解釈もありえなくはない。

他方で、情報公開法の解釈としてなら、実費の意味がふたつそれぞれについての実費というふうに読めるのですが、個人情報保護法のほうはそう読めないですから、そもそも、「開示の実施についての実費というのはとらないということは大前提ということだ」というふうに読む解釈もありうると思うのです。

それで、今回浦安市のお考えは、「法律で言っているところの実費は、あくまでも開示請求にかかる意味での実費だと。それとは別途、開示の実施にかかる実費については法律は何も言っていない。そうである以上、条例で創設的な定めをすることはできる。」という解釈をとることになるだろうと思います。それは、その逆の、法律は書いていない、それを条例で上乘せはできないという解釈もありえなくはないことを承知でやるということになるのだろうと思います。

ふたつ考え方があって、どちらが絶対的に優れていると、こっちがおかしいと、そういうわけではないので、異なる解釈がありうることを認識したうえでこういう内容の条例にするということであれば、それによろしいのかなと思います。

(委員) 開示決定等期限の問題ですが、なぜ不利益だけれども変更するのかという理由はしっかり言わなければいけない。まずは不利益変更なのだと。だけど、短いとかえって市民にとってもよろしくない結果になることがあるからそこはきちんと慎重に考えなければならないから長くするというのを申し上げたうえで、さらに例外と合わせれば60日で変わらないことから、それほど不利益変更ではありませんというロジックの流れを、実施機関のほうで十分な説明ができるようにしていただきたいと思います。

(委員) 開示請求が濫用的に増えてくると、開示請求手数料を取ったほうがいいのではないかという話は当然出てくる。いろいろな状況次第では、条例改正を検討すべきという意見は入れてもいいかもしれません。

(委員) この点についても、運用を見ながら、配慮が必要であるということを確認しておいていただきたいと思います。

(2) 諮問第53号について

浦安市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、前回の審査会からの質問事項に対して実施機関が作成した補足資料をもとに追加の説明の

後、事由検討を行った。その際の主な審議内容等は、次のとおり。

【主な審議内容等】

(委員) 別紙1の1番(1)の「保有個人情報の定義」というところですが、現行の条例では議員も含めているが、条例案では、議会事務局職員のみとすると。議員単独で職務上作成または取得することは考えにくいことから、という理由なのですけれども、例えば議員が政策に関する住民アンケートをして情報を集めた時に、それは保有個人情報に当たらないですか。

(実施機関)

議員が独自にアンケートをやった場合は、議会としての業務ということではなく、議員の政治活動になると思います。

(委員) 公文書というのは組織として保有しているものだけに限られるので、議員が個人として作ったものはそこに入らないのだと思います。議会に何か提案したりするときそれを議会に提出したならば、それは議会として組織として保有したことになって、それは事務局が保有するので、事務局が取得したということ。作成はしていませんけれども取得したということになって、それは保有個人情報になる。そういう整理だと思います。

(委員) 今の質問の前提として、現行の個人情報保護条例においては職員・議員が作成・取得した情報を対象としている、というふうに書いてあるのですが、規定を探したのですが、明記されていないようです。

(実施機関)

条例そのものではなくて、職員向けの手引きに、そのように記載があります。

(委員) 新条例を制定する際に、何を説明しないといけないのか。これまでの規定を変えるという時と、今後の規定の読み方についてこういう風な理解をとるといいう時と、当然、説明の内容は違ってくる。規定は一緒であっても、現状に何の変更をもたらすのかということについて違ってきますから、その説明については正確であることを要求されます。

そこはもう一回、現行の規定が何であるかを確認して、その運用がどうだったのかを説明して、設けようとする規定の趣旨・意味について、しかと説明することが必要なのではないかと思います。

(委員) 費用負担の文言のことで、浦安市議会の案の第30条ですが、「開示にかかる手数料」という文言は、「開示請求」と「開示の実施」の両方を含むことになってしまい、法律の文言と整合性をとれず、問題があるのではないですか。法律の第89条第1項では、「開示請求をする者は、手数

料～」となっていて、これは「開示請求」に関する手数料と読めるので、「開示請求」にかかる手数料とする必要があるのではないかと。そうであれば「実施」については別という話が、まだ説明しやすいと思います。

行政機関のほうは、どうなっていましたか。

(実施機関)

同じく「開示」となっています。

(委員) 法律ができてから条例を作るのだから、「開示請求」としたほうがよりクリアになるのではないかと思います。

(委員) この辺は、法律との整合性をより確保できる形で明文化したほうがよいと思います。

(実施機関)

追加資料の別紙の開示手数料と実費の考え方についてのところでも書かせていただきましたが、保護法の「手数料」につきましても、開示請求についての手数料も含まれるし、開示の実施に関する手数料も、両方含まれるという解釈については、国もそうですし、そこについては浦安市も同じであると考えているところです。

(委員) それは法律の第 89 条の解釈として、この手数料、実費手数料というのは、両方入るという解釈なのですか。

(実施機関)

そうです。そこについては、国もそうですし、全国的にも争いはないものと考えています。

(委員) 国の Q & A の言葉使いとしては、開示請求の手数料という言い方していますよね。「開示請求の手数料」と、それとは別に「写しの交付に要する費用」と、こちらは「手数料」という言葉を使っていないですね。

(実施機関)

そうですね。Q の 5 - 7 - 1 で「開示請求の手数料は」という Q を立てながら、A のほうでは実費に関して請求も含むし実施も含むと書かれているので、そこは両方含むというふうに考えると思っていますところ。

(委員) どっちもありうるような気がしますよね。浦安市としては、その解釈をとるということですね。この「開示にかかる手数料」という言葉は変えない、「開示請求にかかる手数料」とはしないということですか。

(実施機関)

そうです。その点についても、この法律は許容しているというふうに考えているところです。

(委員) しかし文言解釈としては、別の解釈がありえます。「開示にかかる手数料は徴収しない」と第 30 条第 1 項で言いきった上で実費をとることについて紛争になった時に、法律の文言解釈としてそのような解釈で行けるのか、といったときに、果たして裁判官がどっちを採用してくれるかは、私は必ずしも保証の限りではないと思っています。そこを、先ほど申し

上げたように、踏まえてこういうふうにするということを十分認識しておかないとまずいかなと、それが私の意見です。

それであれば、先ほどの訂正はしなくても。したほうがいいかなといった気もしなくはないですが。

(委員) 繰り返しになりますが、まだ条例が制定されていない段階ですから、作ったほうはこうだといっても、それが後で裁判所に通用するかということは、やはり考えなければならない重要な点だと思います。もし、そのように考える、というのであれば、誤解のない文言化をするのがよいと思いますし、文言をこのままで維持するのであれば、批判ないし疑問に耐えるだけの理論構成をしておくことが必要だと思います。議会も同様です。

(委員) 匿名加工情報の取扱いについて、これを取得することは想定されるが、外部提供することは想定されないということですが、いろいろな情報の使い方というのがありえとも思います。「ないから要らないだろう」というと、ちょっと気軽に想定しがちなのではないかという印象を受けたのですが、本当にはないのですか。

(実施機関)

ないものと認識しております。

(委員) 一応、ありうることを想定していろいろな条文を作っているのに、議会だけはないと、本当にこういう状況で断言できるのかと。ないのかもしれないけれど、だからといって条文がなくていいのかという疑問は持ちました。現実に全くないということと、ルールが要るか要らないかということは、また別問題だとも思います。

(委員) こちらに確たる意見があるわけではないのですが、こういう疑問もありうるということは、ご理解いただきたい。

(3) まとめ

(委員長) 諮問2件につきまして、それぞれ実施機関から説明をいただきました。審査会としての意見をまとめたいと思いますが、どういう形にしましょうか。

(委員長) 基本的には、法律施行条例の制定も、議会を対象とする個人情報の保護に関する条例の制定も、それはそれで必要なことだろうと思います。ただここで全部を繰り返すことはできませんけれども、前回、今回の中で色々な疑問点、特に条文のものというよりは、その運用でありますとか、この条文を支える考え方、理論的な背景のようなものをしっかりしていただくということを中心にして意見書をまとめたいと思いますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(委員長) 審議を踏まえて、意見書を事務局で原案を作ってください、私がそれに目を通して、その上で委員の先生方にお送りして、またご訂正等についてのご意見をいただきたいと思います。

(4) その他

(事務局) 前回の審査会において事務局より発言いたしました内容の訂正をさせていただきますと存じます。今回の2つの諮問に対しまして、審査会より出していただくものは、浦安市におきましては「答申書」ではなく「意見書」となりまして、これまでと同様、「意見書」については公表いたしません。その点、訂正させていただきます。

(委員) 答申はあくまでも審査請求に対する案件に限ってであり、それ以外は意見を求める諮問ということで、条例上の定めが違うということでしょうか。

(事務局) そうです。

(委員) わかりました。

以上